

問題 1. 外為法第 1 条には、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が (A) に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。(A) には、「自由」が入る。

正解は、○。外為法は、自由貿易を原則としている。安全保障輸出管理は「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」を目的とした「必要最小限の管理」にあたる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S24/S24HO228.html>

問題 2. 外国為替令は、経済産業省令である。

正解は、×。外国為替令は政令で、外為法の規定に基づく、委任命令である。政令とは、憲法第 7 3 条第六号に基づいて内閣が制定する命令をいう。

<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S55/S55SE260.html>

問題 3. オーストラリア・グループ (AG) は、イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として発足した。

正解は、○。オーストラリア・グループ (AG) は、1984 年のイラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられたことが契機となって発足した国際輸出管理レジームである。現在は、生物兵器関連汎用品及び関連技術も規制対象としている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/gaiyo.html>

問題 4. 輸出許可が必要な貨物であったにもかかわらず、輸出者が輸出許可を取得せずに輸出した場合、輸出者が、輸出当時、外為法を知らなかったのであれば、外為法違反に問われることはない。

正解は、×。外為法は、特別刑法である行政刑法（行政取締法規）にあたる。刑法第 8 条では、「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。」と規定されているので、刑法典の「第 1 編 総則」の各規定は、特別刑法にも適用される。刑法典の「第 1 編 総則」にある刑法第 38 条第 3 項は、「**法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。**ただし、情状により、

その刑を減輕することができる。」と規定しているので、輸出者が、輸出当時、外為法を知らずに輸出許可を得ないで輸出した場合は、この規定が適用される。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>

問題5. 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」（大臣通達）では、「外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする (A) であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」が求められている。(A) には、「国内販売」が入る。

正解は、○。国内販売については、「大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について」という通達でも、「**国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重に対応してください。**」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf

<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa235.pdf>

問題6. 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の7の項に該当する貨物という意味である。

正解は、○。

問題7. 東京にある電機メーカーAの海外営業部のX課長は、取引先の北京にある電機メーカーBのY部長から、外為令別表の2の項に該当する技術αに関する質問をメールで受けた。X課長は、質問に直ぐに回答しないとビジネスに支障が生じるため、回答に外為令別表の2の項に該当する技術が含まれていたが、役務取引許可を取得する必要はないと判断した。電機メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

正解は、×。東京にある電機メーカーAは、取引先の北京にある電機メーカーBから、外為令別表の2の項に該当する技術αに関する質問をメ

ールで受け、回答に外為令別表の2の項に該当する技術が含まれている
 というのであるから、貿易外省令第9条第2項の特例にあたらぬ限り、
 役務取引許可が必要である。

問題8. 日本にある企業が、リスト規制に該当する技術をタイにある子会社に
 提供する場合でも、当該技術が、特許庁の公開特許情報であれば、役務
 取引許可は不要である。

正解は、○。日本にある企業から非居住者に提供する技術が、リスト規制
 に該当する技術であっても、公開特許情報であれば、貿易外省令第9条第
 2項第九号ロにあたるので、役務取引許可は不要である。

問題9. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用し
 て、ホワイト国向けに輸出する場合は、需要者や用途を確認する必要は
 ない。

正解は、×。包括許可取扱要領の別表3の(7)(表1)にあるように、
 輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）向けであっても、たとえば、
 用途が「核兵器等の開発等」に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役
 務（使用に係るプログラム）取引許可は「失効」するので、輸出者は需要
 者や用途を確認する必要がある。

包括許可取扱要領の別表3の(7)(表1)

| | 用途 | | 核兵器等 の開発等 | その他の軍事用途 |
|--------------------------|-------------------|--|--------------|----------|
| | 仕向地(提供地) | | | |
| 用いられる(利用され る)場合 | 輸出令別表第3に掲 げる地域 | | 失効 | 報告 |
| | 上記以外 | | 失効 | 失効 |
| 用いられる(利用され る)おそれがある場合 | 輸出令別表第3に掲 げる地域 | | 失効 (注2) | / |
| | 上記以外 | | 失効 | |
| 用いられる(利用され る)疑いがある場合 | 輸出令別表第3に掲 げる地域 | | 届出 | 報告 |
| | 上記以外 | | | 届出 |

問題 10. 横浜にあるメーカーAは、台湾にある100%子会社Bで電子機器の組み立てを行っている。メーカーAでは、国内にあるメーカーから購入した電子部品について、輸出の度に該非判定書を取り寄せて、輸出している。ただ、電子部品の購入先は、すべて上場しているメーカーなので、メーカーAでは、取り寄せた該非判定書について、合理化の観点から、該非判定の内容を再度チェックすることなく、輸出することにしている。メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

正解は、×。メーカーAの電子部品の購入先は、上場しているメーカーであっても、必ずしも輸出管理に関するコンプライアンスが整備されているとは限らない。外為法上の法的責任は、輸出者にあるので、メーカーAは、他社から入手した該非判定書が適切かどうか確認する必要がある。

問題 11. 特別一般包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けていなくても、いつでも申請でき、特別一般包括許可を取得することができる。

正解は、×。包括許可取扱要領Ⅱ2に、特別一般包括許可の申請者の要件が規定されており、(1)に「**輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。**」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu_toriatukaiyouryou.pdf

問題 12. 東京にあるメーカーAは、イラクにある企業Bから輸出令別表第1の6の項に該当する貨物の引き合いを受けた。メーカーAは、企業Bの用途や事業内容を確認したところ、明らかに民生用途であったので、受注することにした。当該貨物は告示貨物ではなく総価額も100万円以下なので、メーカーAは、少額特例を適用して、輸出許可を取得せずに輸出することができる。

正解は、×。少額特例は、輸出令第4条第1項第四号で規定されている。輸出令別表第4の地域は、少額特例の適用から除外されているので、イラクは適用することができない。

問題 1 3. 横浜にある貿易会社Aが、1つの契約で、リスト規制に該当する貨物を3回に分けて輸出する場合、3回輸出許可を取る必要がある。

正解は、×。輸出許可は、運用通達1—1（2）の個別輸出許可申請では、契約書1通と規定されているように契約毎に行うので、この場合、一度取得すれば良い。

問題 1 4. 横浜にある測定装置メーカーAでは、輸出管理内部規程に基づく監査について、営業部門の忙しい時期は避けている。平成23年度は、平成24年2月末に行い、平成24年度は、営業部長の要請で監査は実施しなかった。平成25年度は、営業部長から、営業目標が、まだ達成できていないので、監査を延期するよう要請され、時期は未定である。測定装置メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

正解は、×。「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」（大臣通達）3（2）⑤では、「輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制を整備し、**定期的に実施すること。**」と規定されている。本問では、測定装置メーカーAは、営業部長の要請等で、監査を定期的実施しておらず、輸出管理上の対応は適切ではない。

問題 1 5. 外為法では、輸出許可が必要な1億円の測定装置を不正輸出した場合、不正輸出を行った輸出者に対して、5億円までの罰金を科すことができる。

正解は、○。外為法第69条の6第1項及び第2項にそれぞれ、「ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円（1,000万円）を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。」と規定されている。

問題 1 6. 本邦の企業Aとパキスタンにある企業Xとの契約で、企業Aが輸出する貨物（輸出令別表第1の16の項に該当）が、企業Xで重水の製造に使われる旨が、契約書に記載されているが、その用途は原子炉における減速材とされている。したがって、この場合、核兵器の開発に使われないことが明らかなので、企業Aは、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。

正解は、×。本邦の企業Aは、パキスタンにある企業Xとの契約で、企業Aが輸出する貨物（輸出令別表第1の16の項に該当）が、企業Xで重水の製造に使われる旨が、契約書に記載されている。**重水の製造**は、核兵器等開発等省令別表第三号の用途要件にあたるので、たとえ用途は原子炉における減速材と記載されていても、キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

問題17. 東京の総合商社Aは、ミャンマーの造船メーカーから、軍艦製造用として、輸出令別表第1の16の項に該当するステンレスの板10トンの注文を受けた。ミャンマーは最近民主化が進んできており、国連武器禁輸国でもないが、この取引は通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当することから、総合商社Aは輸出許可が必要である。

正解は、×。ミャンマーは、輸出令別表第3の2の国連武器輸出禁止国ではない。したがって、総合商社Aは、ミャンマーの造船メーカーから、軍艦製造用として、輸出令別表第1の16の項に該当するステンレスの板10トンの注文を受けたとしても、通常兵器キャッチオール規制については、経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム要件）があった場合にのみ輸出許可が必要になる。

問題18. 少額特例を利用して輸出を行う場合、規制貨物の価格が外貨建ての場合の換算率は、常に規制貨物の輸出通関する日が属する期間の「財務大臣が日本銀行本店において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を用いる。下線部分は正しい。

正解は、×。運用通達1-1(6)では、「外国通貨をもつて決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。) 輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、**契約締結日の属する期間の換算率**により行う。」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/unya_tutatu.pdf

問題 19. 経済産業省が公表する外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制に関連するリストなので、ホワイト国に所属する団体や個人は一件も記載されていない。

正解は、○。キャッチオール規制に関する輸出令別表第1の16の項及び外為令別表の16の項の下欄は、「**全地域（輸出令別表第3に掲げる地域を除く。）**」と規定されている。したがって、外国ユーザーリストには、輸出令別表第3に掲げる地域であるホワイト国に所属する団体や個人は一件も記載されていない。

問題 20. 中国で特許を申請するため、外為令別表の9の項に該当する技術が必要最小限の範囲で提供する場合、中国はホワイト国ではないので、個別役務取引許可を取得する必要がある。

正解は、×。中国で特許を申請するため、外為令別表の9の項に該当する技術が必要最小限の範囲で提供する場合は、貿易外省令第9条第2項第十一号の「**工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引**」にあたり、役務取引許可は不要である。

問題 21. 東京のメーカーAは、カタールにあるメーカーBと人材研修に関する契約を交わした。メーカーAは、平成26年2月末から、メーカーBの技術者20人を受け入れ、リスト規制該当技術（外為令別表の7の項（2）に該当）に関する研修を実施する。研修生の半数は、研修を6ヵ月受けた後、平成26年9月上旬にカタールに戻り、残り半数は、日本に留まる予定である。いずれの滞在期間も6ヶ月を超え、居住者扱いになるので、メーカーAは、これら研修生全員に対する役務取引許可の取得は不要である。

正解は、×。東京のメーカーAは、カタールにあるメーカーBと人材研修に関する契約をしているので、居住性の判断は法人で判断する。カタールにあるメーカーBは、非居住者であり、メーカーBからの研修生が来日から6ヶ月を超えるかどうかは関係がない。本問では、メーカーAは、外為令別表の7の項（2）に該当する技術をメーカーBに提供する契約であるから、役務取引許可が必要である。

問題 2 2. 輸出令別表第 3 及び輸出令別表第 3 の 2 地域以外の国や地域を仕向地とする場合、通常兵器キャッチオール規制の許可申請が必要になるのは、貨物の場合、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物であって、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム要件）を受けたときである。

正解は、○。問題 1 7 の解説参照。

問題 2 3. 「輸出管理内部規程の届出等について」という通達にある「外為法等遵守事項」では、顧客に関する審査に関して、必ずしも手続を明確にする必要はないと規定している。

正解は、×。外為法等遵守事項Ⅱ 2（3）に「**顧客に関する審査に関して手続きを明確にし、実施すること。**」と規定されている。

問題 2 4. 福岡にある貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する汎用の鉄板 1 0 トンをアメリカにある武器メーカー B に輸出する場合、キャッチオール規制の対象から除かれているので、輸出許可は不要である。

正解は、○。問題 1 9 の解説参照。

問題 2 5. 大阪にあるタイヤ製造会社 X 社（以下「X 社」という。）は、初めての取引で、パキスタンの軍関係企業 Y 社（以下「Y 社」という。）から、何の用途に使われるかわからない特注仕様のゴムの引き合いを受けた。X 社の輸出管理担当者は、営業部門から本取引を実行するにあたって問題がないか、問い合わせを受けたので、特注仕様のゴムの用途は不明でも、素材のゴム自体は、リスト規制に該当せず、取引も、破格の好条件だったので、輸出許可は不要で、取引は問題ないと営業部門に即答した。営業部門の担当者は、そのアドバイスに従って Y 社と契約し、輸出を行った。この場合、X 社の輸出管理上の対応は適切である。

正解は、×。平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（大臣通達）2（2）では、「輸入者・**最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査する**ことはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」と規定されている。

大阪にあるタイヤ製造会社X社は、パキスタンの軍関係企業Y社とは、初取引で、何の用途に使われるかわからない特注仕様のゴムの引き合いを受けており、かつ、破格の好条件というのであるから、取引については、慎重に審査すべき事案である。

※問題文中で使用される略称・用語について

| | |
|-----------|---|
| 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 輸出令 | 輸出貿易管理令 |
| 外為令 | 外国為替令 |
| 告示貨物 | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物 |
| 少額特例 | 輸出貿易管理令第4条第1項第四号 |
| リスト規制 | 国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。 |
| キャッチオール規制 | 大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。 |
| 運用通達 | 輸出貿易管理令の運用について |

平成25年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第27回)

(STC Associate)試験問題